

自立支援教育訓練給付金の紹介

■ 制度内容 ■

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、自立のための一環として、就職に有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を給付する制度です。

■ 対象者 ■

市内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす人

- ① 申請時において20歳未満の児童を養育している方
- ② 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成事業を受給しているか、又は受給できる所得水準にある方
- ③ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ④ 過去に教育訓練給付金の給付を受けていない方

■ 対象講座 ■

- ・雇用保険法による教育訓練給付の指定教育講座

下のURLまたは右のQRコードで検索できます。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

- ・就職に結びつく可能性の高い講座として厚生労働大臣が定める講座
- ・地域の実情に応じ市長が定める講座



■ 給付額 ■

対象講座の受講料などの講座に要した費用の9割相当額

※一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金の指定教育講座の場合

上限200,000円 下限12,001円

専門実践教育訓練給付金の指定教育講座の場合

上限1,600,000円 下限12,001円

■ 給付までの流れ ■

- ① 対象講座を受講する概ね1か月前に事前相談（申請者）
- ↓
- ② 講座指定申請（申請者）
- ↓
- ③ 講座指定通知（市）
- ↓
- ④ 講座を受講及び受講料の支払（申請者）
- ↓
- ⑤ 受講修了後30日以内に報告・交付申請（申請者）
- ↓
- ⑥ 給付金額決定通知（市）
- ↓
- ⑦ 給付（市）



裏面に続く

■ 申請手続 ■

● 事前相談時に必要なもの

- ・受講講座の訓練施設、名称、期間、費用予定額が分かるもの
- ・児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の方は受給者証

● 講座指定申請時に必要なもの

- ・事前相談時に必要なもの
- ・申請者及び扶養する児童の本籍が三条市にない方は戸籍謄本
- ・申請者の住所が1月1日時点で三条市にない方は現年度の児童手当用所得証明書
- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

● 報告及び交付申請時に必要なもの

- ・申請者及び扶養する児童の本籍が三条市にない方は戸籍謄本
- ・申請者の住所が1月1日時点で三条市にない方は現年度の児童手当用所得証明書（講座指定申請と同一年度の場合は省略できます。）
- ・講座の修了証明書・講座費用の支払証明書（領収書等）
- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

■ 事前相談・各申請窓口 ■

● 事前相談場所

- ・子育て支援課 子育て支援係

● 講座指定申請及び報告・交付申請場所

- ・市民窓口課 市民総合窓口 ※ 火曜日は午後7時まで開いています。
- ・栄サービスセンター 総合窓口グループ
- ・下田サービスセンター 総合窓口グループ

★市民窓口課 市民総合窓口での手続は予約ができます。

予約がない人も手続はできますが、お待ちいただくことがあります。
栄・下田各サービスセンターでの手続は予約不要です。

● オンライン予約：[QRコード]

● 電話予約：050-1809-8310
(子育て・福祉手続専用)



その他

子育て支援サイトに、その他の制度について概要を掲載しています。
制度の詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。



◆ 問合せ ◆ 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
〒959-1192 三条市新堀 1311 番地 TEL 0256 - 45 - 1113